

「品川宿交流館 本宿お休み処」の運営に関する助成金交付要綱

制定	平成20年12月15日	区長決定	要綱第105号
改正	平成21年 3月31日	要綱第371号	
改正	平成27年 3月16日	要綱第250号	
改正	平成28年 2月26日	要綱第69号	
改正	平成31年 1月 9日	要綱第185号	
改正	令和 3年 7月21日	要綱第224号	

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が実施する「品川宿交流館 本宿お休み処」（以下「交流館」という。）の運営に要する経費の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業および助成額)

第2条 助成金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表に定めものとし、助成金の額は年度を単位とし、補助事業に要する費用に同表に掲げる助成率を乗じて得た額を上限として区長が予算の範囲で決定する。

(交付申請)

第3条 協議会はこの要綱により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 区長は、前条の規定による助成金の交付申請を受けたときは、申請書の内容および添付資料を審査し、別表に定める補助事業の内容に適合すると認めるときは助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（第2号様式）により、協議会あて速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、必要があるときは条件を付して交付決定をすることができる。

(請求書の提出)

第5条 協議会は交付決定を受けた助成金について助成金交付請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付時期)

第6条 助成金の交付時期は、助成金交付請求書が提出され、適正と判断したときとする。

(決定の取消し等)

第7条 区長は、この助成金の交付決定後の事情変更等により、必要があると認めるときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第8条 協議会は、助成金を受けた当該年度が終了したときは速やかに品川区助成金事業実績報告書（第4号様式）を区長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 区長は前条の報告に基づき、助成金の額が確定した場合において、交付した助成金の額から助成事業に要した費用の額を控除して残余があるときは、当該残余の額の返還をさせるものとする。

(延滞金)

第10条 協議会は、助成金の返還を命ぜられた場合にこれを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（10円未満を除く）を納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 協議会は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年12月26日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

別表（第2条関係）

助成対象事業	内 容	助成率	助成金額
交流館の運営	運営に要する人件費相当分	1 / 2	予算の範囲

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

助成金交付請求書

年 月 日付 文書番号 をもって決定のあった旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会に対する助成金として、下記の金額を請求いたします。

金 額	百	十	万	千	百	十	円

品川区長 あて

住所
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表 印

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住所
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会
代表

助成事業実績報告書

助成金の交付を受けた事業が終了したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 実績報告書
2. 助成金決算報告書